

先進医療 A の施設要件の見直し（案）

告示番号 6：陽子線治療

資料先－５－４に記載のとおり。

告示番号 11：重粒子線治療

資料先－５－４に記載のとおり。

告示番号 23：非生体ドナーから採取された同種骨・靱帯組織の凍結保存

項目	見直し内容
その他の要件	（頻回の実績報告） 届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を十例実施するまでの間における頻回の実績報告については不要とする

告示番号 26：樹状細胞及び腫瘍抗原ペプチドを用いたがんワクチン療法

項目	見直し内容
医療機関の要件	（看護配置） 当該療養を実施する病棟において、現状規定されていない看護配置について、7対1の看護配置を要件化する。
	（倫理委員会による審査体制） 現状規定されていない倫理委員会の設置及び月1回の開催を要件化する。

告示番号 27：自己腫瘍・組織を用いた活性化自己リンパ球移入療法	
項目	見直し内容
医療機関の要件	（看護配置） 当該療養を実施する病棟において、現状規定されていない看護配置について、7 対 1 の看護配置を要件化する。
	（倫理委員会による審査体制） 現状規定されていない倫理委員会の設置及び月 1 回の開催を要件化する。

告示番号 28：自己腫瘍・組織及び樹状細胞を用いた活性化自己リンパ球移入療法	
項目	見直し内容
医療機関の要件	（看護配置） 当該療養を実施する病棟において、現状規定されていない看護配置について、7 対 1 の看護配置を要件化する。
	（倫理委員会による審査体制） 現状規定されていない倫理委員会の設置及び月 1 回の開催を要件化する。

告示番号 30：多焦点眼内レンズを用いた水晶体再建術

資料先－５－５に記載のとおり。